パブリックコメント資料

**盛岡市立保育所民営化計画の見直しに関する意見の募集について**

１　趣旨

　　盛岡市では、厳しい財政状況の改善のため、「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」（平成16年３月）に基づき、「盛岡市立保育所民営化計画」（以下「民営化計画」という。）を策定し、公立保育所の全園民営化に向けて、18施設のうち、11施設の民営化を進めてきました。

しかし、「民営化計画」の策定から18年が経過し、保育を取り巻く環境は大きく変化しており、現在の社会情勢と乖離してきた部分もあることから、今後も民営化を進めていくため、見直しを行うものです。

２　民営化計画の概要及び実施状況

　　移行に当たっては、民営化計画に基づき、「第１次～４次民営化実施計画」を策定し、事業を実施してきました。事業の概要及びこれまでの実施状況は次のとおりです。

　(1) 民営化計画の概要

ア　計画の目的

(ｱ) 民間保育施設の機動性や柔軟性を活かした、多様な保育ニーズへの対応

（２時間延長保育、一時預かり事業及び病児保育の実施など）

(ｲ) 待機児童の解消（０歳児～２歳児の定員増）

(ｳ) より少ない経費で同等の保育サービスを提供できる方法への転換

　　イ　民営化の時期と対象保育所

　　　　おおむね５年間を単位に、その期間内における民営化の計画（実施計画）を立て、対象保育所を定め進める。

ウ　民営化の形態

民営化の形態は，施設の設置・運営を民間が行う民間移管方式とする。

エ　運営の条件

(ｱ) 定　　　員：移管前の定員を下回らないこと

(ｲ) 受入れ年齢：０歳から５歳までを受け入れること

(ｳ) 職員配置：保育士のうち１名は10年、３分の１は５年以上の保育経験者等

(ｴ) 特別保育の実施：午後８時までの延長保育、一時保育、休日保育等

(ｵ) 給食・保健衛生：給食は自園調理方式、健康診断の実施等

　　オ　移管先法人の選定等

　　　　公募の条件や選定方法について規定

　　カ　引継ぎ及び移管後の関与

(ｱ) 移行期間：移管先法人決定後、準備期間として最低１年確保

(ｲ) 引継保育等：引継保育をおおむね１年実施、三者懇談会の実施等

　　　　　　　　※引継保育に係る保育士人件費を補助

(ｳ) 移管後の支援：保護者アンケート、訪問指導の実施等

　　　　　　　　　※臨時保育士の雇用に係る人件費を３年間補助

(2) 実施状況

各実施計画期間において、２～３園の民営化を進めてきました。実施状況は次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画 | 計画期間 | 移管年度 | 施設名 | 移管先法人 |
| １次 | H18～H22 | H20 | 津志田保育園 | 社会福祉法人　福振会 |
| H21 | なかの保育園 | 社会福祉法人　本宮福祉会 |
| ２次 | H23～H27 | H24 | 本宮保育園 | 社会福祉法人　わかば会 |
| H25 | 飯岡保育園 | 社会福祉法人　本宮福祉会 |
| H26 | くろいしの保育園 | 社会福祉法人　岩手県同胞援護会 |
| ３次 | H28～R2 | H29 | みたけ保育園 | 社会福祉法人　岩手県同胞援護会 |
| H30 | 永井保育園 | 社会福祉法人　盛岡市社会福祉事業団 |
| H31 | うえだ保育園 | 社会福祉法人　わかば会 |
| ４次 | R3～R7 | R４ | 東見前保育園 | 社会福祉法人　宇宙心会 |
| R５ | きたくり保育園 | 学校法人　岩手キリスト教学園 |
| R７ | 手代森保育園 | 社会福祉法人　セントラル |
| 未実施（７施設） | くりやがわ保育園、太田保育園、あべたて保育園、とりょう保育園、さくらがおか保育園、見前保育園、乙部保育園 |

３　民営化計画と現状との乖離点

民営化計画における民間移管の条件について、現状との乖離点は次のとおりとなっています。

|  |  |
| --- | --- |
| 「民営化計画」における民間移管の条件 | 現　状 |
| 延長保育や一時預かりなどの特別保育を拡充すること | 働き方改革の促進により、延長保育のニーズが減少している |
| ０歳児保育の充実及び定員を拡大すること | 少子化により、０歳児をはじめ入所児童が減少傾向にあり、定員割れする施設が増加している |
| 民営化の方法は、民間が施設の整備と運営を行う、民間移管方式とすること | 民間移管方式による希望事業者が減少している |
| 最小の経費で最大の効果をあげること（国整備補助金を活用した施設整備等） | 国整備補助金の見通しが不透明になっている |
| 建築諸法令上、整備自体が難しい施設が多く残されている |

４　民営化計画の主な見直し内容

民営化計画について、次のとおり見直しを図ることとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改訂版ページ | 改正後 | 改正前 |
|  ２　民営化の時期と対象保育所 |
| １ページ | 　計画期間：　実施計画において定める | 計画期間：おおむね５年間 |
| 改訂版ページ | 改正後 | 改正前 |
| ４　民営化の形態（認定こども園での移行） |
| １ページ | 当初から幼保連携型認定こども園での民営化移行を可とする。 | （新設） |
| ４　民営化の形態 |
| １～２ページ | ①　民間移管方式施設の設置・運営を民間が行う方式②　統合（在園児受入れ）方式現行の公立保育所の在園児を近隣の私立保育所等で引き受けて２園を統合する方式③　分園運営方式公立保育所の現行施設をそのまま法人に譲渡して運営する方式 | 施設の設置・運営を民間が行う民間移管方式 |
| 　　職員の処遇について |
|  | （外部向けの計画に記載する内容ではないため、改訂版からは削除） | 退職者不補充を原則とする。 |
| ６　運営の条件（3)定員及び受入れ年齢 |
| ３ページ | 近隣地域の就学前児童数を勘案し、市と協議して定員を決定する。 | 移管前の定員を下回らないこと。 |
| ６　運営の条件　(6) 特別保育事業（延長保育） |
| ４ページ | 延長保育は、最低限午後７時まで実施すること。 | 延長保育は、最低限午後８時まで実施すること。 |
| ９　引継ぎ　(1) 移管までの準備期間 |
| ６ページ | 準備期間として１年間（統合方式の場合は４年を標準とする）を確保する。 | 準備期間として１年間を確保する。 |
| 11　民営化を進める上での課題の整理・検討 |
| ７ページ | 民営化を進める上で、様々な課題があることから、課題を整理するとともに、対応策について検討する。 | （新設） |